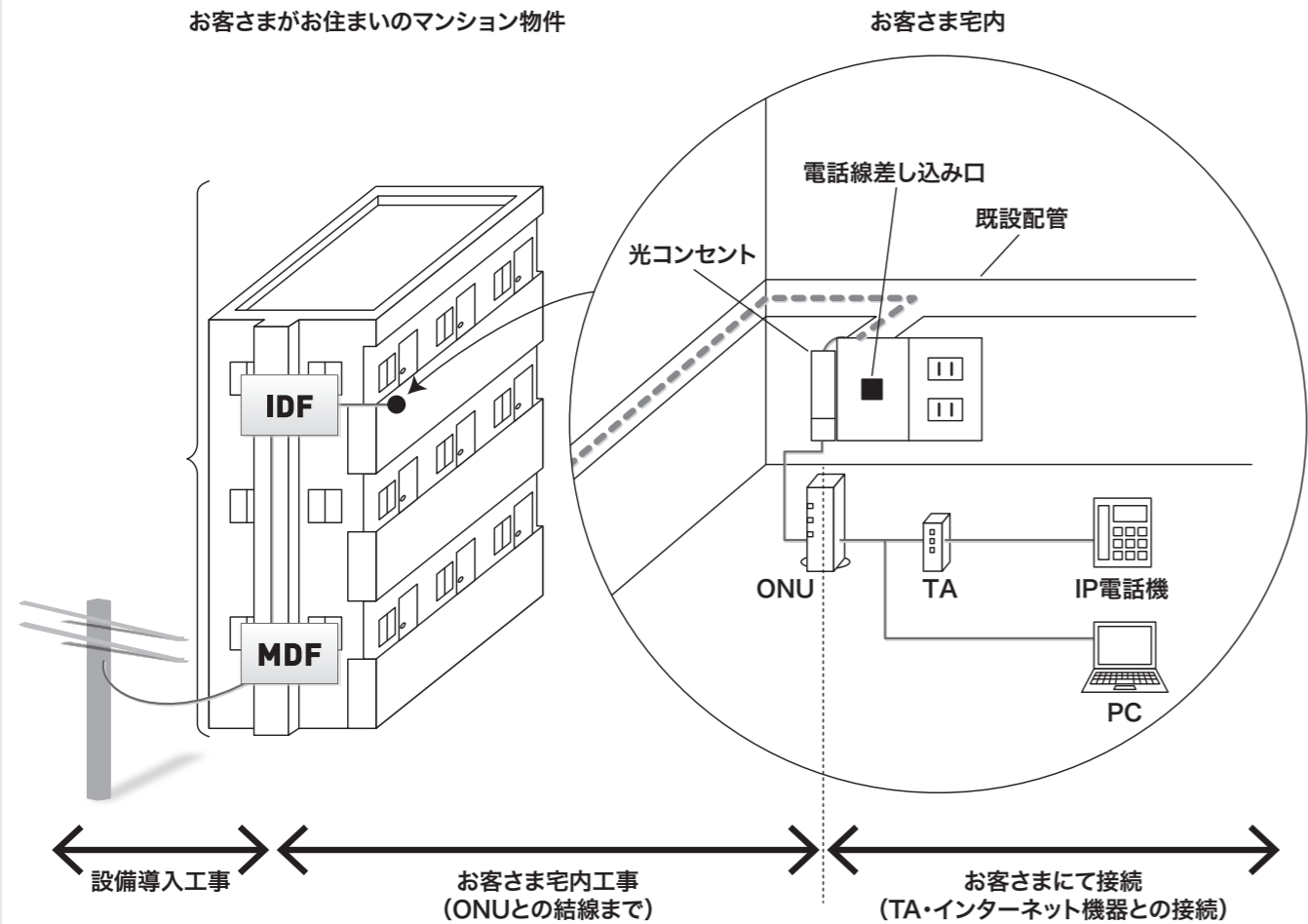


「NURO 光 for マンション」お申し込みのお客さまへ

施工方法イメージ

お客さまがお住まいのマンション物件の既設配管を利用して配線させていただきます。



- お客さまがお住まいのマンション物件への設備導入工事が完了後、ソニーネットワークコミュニケーションズよりお客さまにご連絡させていただき、お客さま宅内工事日を設定させていただきます。設備導入工事にはお客さまの立ち会いは必要ございません。当社が管理会社様・オーナー様・管理組合様と調整の上、実施させていただきます。
- お客さま宅内工事はマンション物件の既設の配管を利用して回線の引き込み作業を実施させていただきます。
- お客さま宅内工事は、お客さまの立ち会いが必須となります。工事にかかる時間は1時間～1.5時間が目安となります。
- 配管の状況によっては別方法での回線引き込み作業となる場合があります。また、万が一回線の引き込みができない場合はキャンセルさせていただきますのでご了承ください。
- お客さま宅内への回線の引き込みの際、基本的には電話線差し込み口のある箇所から配線させていただきます。その際、光コンセントの設置を行わせていただきます。
- 宅内工事は回線の引き込み工事、およびONUとの結線、通信疎通確認までとなります。TA及びお使いのインターネット接続機器との接続はお客さまにて実施いただくこととなりますのでご了承ください。

お申し込み全般について

本お申し込みは、NUROサービス会員規約本則/Hands-up 会員規約/NURO 光 for マンション重要事項説明・契約約款・基本工事および回線撤去工事規約、オプションサービスとして電話サービスをお申し込みの場合は、NURO 光 でんわ重要事項説明・契約約款、amue link for NUROに申し込む場合は、amue link for NUROに関する利用規約・重説事項・対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示、NURO 光 Safeを申し込む場合は、NURO 光 Safeサービス利用規約・重要事項説明・プライバシーポリシー・F-secureライセンス約款、NURO さくっとサポートを申し込む場合は、NURO さくっとサポートに関する利用規約・重要事項、SEITON&HOZONを申し込む場合は、SEITON&HOZONサービス利用規約・重要事項説明、NUROスマートライフに申し込む場合は、NUROスマートライフに関する利用規約・重要事項、U-NEXT for NURO を申し込む場合は、U-NEXT for NURO 重要事項、ひかり TV for NUROを申し込む場合は、ひかり TV for NUROに関する利用規約・重要事項に同意の上、申し込むものとします。各規約はNURO 光サービスサイト等でご確認いただけます。開通工事とお支払い方法に関しては下記をご参照ください。NURO 販売代理店に本申込書の内容及び開通までの進捗情報を開示することに同意します。

*特に注記のない限り、記載の金額は全て税込金額です。消費税は、インボイス制度の消費税端数処理ルールに基づいて端数処理計算を行い、ご請求させていただきます。

開通工事希望日程とお支払い方法について

宅内工事の日程は、お申し込み後に弊社担当者よりご連絡いたします。工事の予定が混み合っている場合など、ご要望にお応えできない場合がございます。予めご了承ください。宅内工事のみ工事日が土日祝日の場合は、一工事あたり3,300円が追加費用として別途発生します。

お支払い方法

お支払方法はソニーネットワークコミュニケーションズにて登録可能なクレジットカードのみとなります。
※お支払方法登録システム (ソニーネットワークコミュニケーションズからの音声発信システム) よりお客さまのクレジットカード番号をご登録いただきます。NURO 光 for マンションのお支払方法登録システムは、お客さまがご自身で音声ガイダンスに従ってカード情報をご入力いただけます。電話窓口でカード情報をオペレータに伝える必要がない為、安心・安全にご利用頂くことができます。窓口代理店よりお支払方法登録システムでの登録方法をご案内させていただきます。※お支払方法をご登録いただけなかった場合は「NURO 光 for マンション」の開通工事は実施されません。

プロバイダ「So-net」を現在お使いのお客さま

- 「NURO 光 for マンション」では、現在お使いいただいているメールアドレス、ファミリー会員サービス、ホームページURL、ソネットポイント等の継続利用ができません。ご希望の方は別途お客さまにてモバイルコース (月額 220円) へのコース変更のお手続きをしていただく必要がございます。ご希望の方は引越・コース変更ダイヤル (0120-080-790) までご連絡ください。

ISDNにてiナンバー (子番号) をご利用のお客さま

- 本サービスは1番号のみ番号ポータビリティが可能となります。ご契約番号 (親番号) でお申し込みいただくと番号ポータビリティ設定完了後INSネットは自動的に休止となりiナンバー (子番号) がご利用頂けなくなります。i ナンバー (子番号) でお申し込みいただいた場合INSネットは継続となりますので、不要な場合はお客さまにてNTTへ手続きをお願いします。



NURO 光 for マンション まとめて でんき お申し込み内容 確認事項

本サービスのご契約にあたり、以下の項目のご確認をお願いいたします。「まとめて でんき」の提供を行う小売電気事業者は、関東エリアは株式会社CDエナジーダイレクト、その他エリアは大阪ガス株式会社となります。また、ご契約のプラン名は関東エリアは「通信セットプラン(電気)」もしくは「通信セットプラン(電気C)」、その他エリアは「通信セットプラン」もしくは「通信セットプランB」となります。「お申し込み内容に関する補足事項」、弊社及び小売電気事業者がお送りいたします各種書類を必ずお読みください。弊社は「まとめて でんき」の提供を行う小売電気事業者の代理業者であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から、業務委託を受けて「まとめて でんき」の販売を行っております。特に注記のない限り、記載の金額は全て税込金額です。消費税は、インボイス制度の消費税端数処理ルールに基づいて端数処理計算を行い、ご請求させていただきます。

	チェック欄	概 要
小売電気事業者	<input type="checkbox"/>	「まとめて でんき」は関東エリアでは「CDエナジーダイレクト」、その他エリアでは「大阪ガス」(以降、併せて「小売電気事業者」といいます。)が提供するサービスとなります。お手続きに必要な範囲でお客さまの情報を、小売電気事業者や現在ご契約中の電力会社、間に入っております広域的運営推進機関に提供、また提供を受ける事がございますのでご了承くださいませ。今回の切り替えに関し、改めてご確認事項が発生した場合、ソニーネットワークコミュニケーションズまたは小売電気事業者から確認のご連絡を差し上げることがありますので、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、ご契約の契約電流・電圧、周波数はこれまでの電力のご契約と同じでございます。「まとめて でんき」への切り替え手続きは同時にお申し込みいただいた「NURO 光 for マンション」が開通し、電気の切り替えに必要な検針票情報をソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社へご登録いただいた後に開始されます。ご登録は「電気切替 かんたんWeb登録」もしくは郵送書面へのご返送にてお願いいたします。「電気切替 かんたんWeb登録」へは「まとめて でんき」お申込み時のSMSもしくはお客さまの回線契約のマイページよりアクセスいただけます(お客さまごとの専用ページです)。ご登録にあたり、現在ご契約の電気の検針票に記載の供給地点番号やお客様番号、ご契約名義が必要となります。検針票もしくは現在ご契約の電力会社の会員サイトなどをご準備いただくようお願いいたします。
供給予定日	<input type="checkbox"/>	【関東エリア】供給開始日は、「NURO 光 for マンション」の開通後、小売電気事業者でお申し込み手続きが完了(約1～2週間)し、スマートメーターへの取替が必要な場合には取替が完了した後の検針日となります。※供給開始日の通知書面は切り替え完了後に小売電気事業者より発送されます。 【その他エリア】供給開始日は、需給契約の締結後、小売電気事業者による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。※ただし、送配電事業者からの要請等により、供給開始予定日が遅れる場合があります。
スマートメーターの設置	<input type="checkbox"/>	「まとめて でんき」のご利用には電気メーターをデジタル計測機能付きのスマートメーターに取り換える必要があります。現在スマートメーターが設置されていない場合は、各エリアの送配電事業者がスマートメーターの設置に伺います。スマートメーターの設置工事の立ち会いは通常不要となりますが、設置工事にあたりお客さまの敷地内に立ち入る場合がありますので、予めご了承ください。工事費は原則無料ですが、お客さまのご要望により設置場所を調整される場合には工事費が発生する場合があります。
現在の小売電気事業者との解約手続き	<input type="checkbox"/>	「まとめて でんき」への切り替えが完了するまでは現在の契約をお使いいただくことになり、切り替え完了とともに現在ご契約中の電気事業者への解約連絡が小売電気事業者より行われるため、お客さまによる解約手続きは不要です。お客さまが「まとめて でんき」にお切り替えされると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合がありますのでご注意ください。
まとめてでんき料金のお支払いについて	<input type="checkbox"/>	電気のご検針は、送配電事業者がこれまで通り検針を行います。その結果に基づき計算したうえで、小売電気事業者より電気料金をご請求いたします。お支払方法はクレジットカードまたは口座振替となり、後日到着する書類にてお手続きをお願いいたします。手続き完了までの間は払込み用紙でのお支払いとなります。「まとめて でんき」と「まとめて ガス」を同時にお申し込みいただいた場合は、電気料金とガス料金を合算のうえ、ご請求いたします。なお、すでに小売電気事業者のガスをご利用中の場合は、ガス料金と合算し、現在と同じお支払方法で電気料金をお支払いいただけます。また毎月の電気料金にはこれまでと同様燃料費調整額(九州エリアに適用される電気料金には、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額)を加減させていただきますとともに、電気料金に加え再生可能エネルギー発電促進賦課金(フカキン)をお支払いいただきます。燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。また関西エリアは、関西電力が行う電気のご検針日と、ガスの検針日が異なることから、電気料金は1か月後のガス料金と合算して小売電気事業者より請求させていただきます。
まとめてでんき申し込み後のキャンセルについて	<input type="checkbox"/>	万が一、「まとめて でんき」供給開始予定日より前に「まとめて でんき」のお申し込みをキャンセルされる場合、「NURO 光 for マンション」の開通前に光インターネットオプション窓口へご連絡ください。「NURO 光 for マンション」が開通済みの場合には「まとめて でんき」のキャンセルをお受けいたしかねますので、ご注意ください。手続きの状況や切替予定日によってはキャンセル可能期限が過ぎてしまい供給が開始されてしまう場合があります。その場合は開始後に別の小売電気事業者さまへの切替手続きをお願いいたします。
停電等が生じた場合の連絡先について	<input type="checkbox"/>	停電など、お客さま宅への送配電のトラブルについては送配電事業者での対応となります。ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社および小売電気事業者では対応が行えませんのでご了承ください。
電気使用量・料金の確認方法等について	<input type="checkbox"/>	【共通】料金やその他の供給条件は変更となる場合がございます。必要時にはお客様のご自宅へ立ち入りを承諾していただくなど、これまでの電力会社と同じように託送約款(タクソウヤッカン)に定められた事項を守っていただきますようお願いいたします。 【関東エリア】毎月の電気の使用量や料金の確認については、小売電気事業者のWEB会員サービス「カテエネ」にてご確認となります。供給開始後にお送りする「ご契約のご案内」に登録方法を記載しておりますので、必ずご登録ください。 【その他エリア】毎月の電気使用量やご利用料金や各種お知らせは小売電気事業者提供の専用Webサイト「マイ大阪ガス」にてご確認となります。「まとめて でんき」供給開始後に送付する「電気ご契約開始のご案内と契約内容確認のお願い」の中に「マイ大阪ガス」の登録方法を記載しております。

◎現在ご契約中の電力会社との契約電流の値を引き継ぎます。◎まとめて でんきについては、ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)が販売代理店となり、小売電気事業者は、関東エリア：株式会社CDエナジーダイレクト(登録番号:A0490)、その他エリア：大阪ガス株式会社(登録番号:A0048)となります。◎その他詳細は、「お申し込み内容に関する補足事項」と「重要事項説明」をご確認ください。◎電気事業法に定める契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、重要事項説明書および電気供給約款のPDFファイルをソニーネットワークコミュニケーションズ(株)のホームページに掲載する方法によりこれを提供します。(閲覧には最新版のPDF閲覧用ファイルをご利用ください。)



NURO 光 for マンション まとめて ガス お申し込み内容 確認事項

本サービスのご契約にあたり、以下の項目のご確認をお願いいたします。また「お申し込み内容に関する補足事項」、弊社及び株式会社CDエナジーダイレクトがお送りいたします各種書類を必ずお読みください。「まとめて ガス」の提供を行うガス小売事業者は、株式会社CDエナジーダイレクトで、ご契約のプラン名は、「通信セットプラン(ガス)」となります。「お申し込み内容に関する補足事項」、弊社及びガス小売事業者がお送りいたします各種書類を必ずお読みください。弊社は「まとめて ガス」の提供を行うガス小売事業者の代理業者であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から、業務委託を受けて「まとめて ガス」の販売を行っております。特に注記のない限り、記載の金額は全て税込金額です。消費税は、インボイス制度の消費税端数処理ルールに基づいて端数処理計算を行い、ご請求させていただきます。

	チェック欄	概 要
ガス小売事業者	<input type="checkbox"/>	「まとめて ガス」は「CDエナジーダイレクト」が提供するサービスとなります。お手続きに必要な範囲でお客さまの情報を、CDエナジーダイレクトや現在ご契約中のガス会社、一般ガス導管事業者(東京ガス株式会社)に提供、また提供を受ける事がございますのでご了承くださいませ。今回の切り替えに関し、改めてご確認事項が発生した場合、ソニーネットワークコミュニケーションズまたはCDエナジーダイレクトから確認のご連絡を差し上げることがありますので、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、ご契約の熱量、圧力、ガスグループはこれまでのガスのご契約と同じでございます。「まとめて ガス」への切り替え手続きは同時にお申し込みいただいた「NURO 光 for マンション」が開通し、ガスの切り替えに必要な手続き書類をソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社へ返送いただいた後に開始されます。書類は「NURO 光 for マンション」お申し込み後1週間程度で、「NURO 光 for マンション」をお申し込みいただいた住所宛に到着いたしますのでお早めにご返送ください。お申し込みにあたり、現在ご契約のガスの「検針票」に記載の供給地点番号やお客様番号、ご契約名義が必要となります。検針票もしくは現在ご契約のガス小売事業者の会員サイトなどをご準備いただくようお願いいたします。
供給予定日	<input type="checkbox"/>	供給開始日は、「NURO 光 for マンション」の開通後、CDエナジーダイレクトでお申し込み手続きが完了(約1～2週間)した後の最初の検針日の翌日からとなります。※供給開始日の通知書面は切り替え完了後に株式会社CDエナジーダイレクトより発送されます。
現在のガス小売事業者との解約手続き	<input type="checkbox"/>	「まとめて ガス」への切り替えが完了するまでは現在の契約をお使いいただくことになり、切り替え完了とともに現在ご契約中のガス小売事業者への解約連絡が株式会社CDエナジーダイレクトより行われるため、お客さまによる解約手続きは不要です。お客さまが「まとめて ガス」にお切り替えされると、旧ガス小売事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧ガス小売事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧ガス小売事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
まとめて ガス料金のお支払いについて	<input type="checkbox"/>	ガスの検針は、一般ガス導管事業者(東京ガス株式会社)がこれまで通り検針を行います。その結果に基づき計算したうえで、CDエナジーダイレクトよりガス料金をご請求いたします。お支払方法はクレジットカードまたは口座振替となり、後日到着する書類にてお手続きをお願いいたします。手続き完了までの間は払込み用紙でのお支払いとなります。「まとめて ガス」と「まとめて でんき」を同時にお申し込みいただいた場合は、ガス料金と電気料金を合算のうえ、ご請求いたします。なお、すでにガス小売事業者の電気をご利用中の場合は、電気料金と合算し、現在と同じお支払方法でガス料金をお支払いいただけます。また毎月のガス料金にはこれまでと同様原料価格の変動に応じて毎月調整します。
まとめて ガス申し込み後のキャンセルについて	<input type="checkbox"/>	万が一、「まとめて ガス」供給開始予定日より前に「まとめて ガス」のお申し込みをキャンセルされる場合、「NURO 光 for マンション」の開通前に光インターネットオプション窓口へご連絡ください。「NURO 光 for マンション」が開通済みの場合には「まとめて ガス」のキャンセルをお受けいたしかねますので、ご注意ください。手続きの状況や切替予定日によってはキャンセル可能期限が過ぎてしまい供給が開始されてしまう場合があります。その場合は開始後に別のガス小売事業者さまへの切替手続きをお願いいたします。
保安・ガス漏れが生じた場合の連絡先について	<input type="checkbox"/>	ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、株式会社CDエナジーダイレクトまたは一般ガス導管事業者(東京ガス株式会社)より、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせすることがあります。また、ガスの供給および保安上必要がある場合には、お客さまのガスの使用を中止又は制限することがございます。ガス漏れを感知したときには、直ちにガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者(東京ガス株式会社)へご連絡ください。ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社およびガス小売事業者(株式会社CDエナジーダイレクト)では対応が行えませんのでご了承ください。
ガス使用量・料金の確認方法について	<input type="checkbox"/>	毎月のガスの使用量や料金の確認については、CDエナジーダイレクトのWEB会員サービス「カテエネ」にてご確認となります。供給開始後にお送りする「ご契約のご案内」に登録方法を記載しておりますので、必ずご登録ください。料金やその他の供給条件は変更となる場合がございます。必要時にはお客さまのご自宅へ立ち入りを承諾していただくなど、これまでのガス会社と同じように託送約款(タクソウヤッカン)に定められた事項を守っていただきますようお願いいたします。

◎まとめて ガスについては、ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)が販売代理店となり、ガス小売事業者は、株式会社CDエナジーダイレクト(登録番号:A0064)となります。◎その他詳細は、「お申し込み内容に関する補足事項」と「重要事項説明」をご確認ください。◎ガス事業法に定める契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、重要事項説明書およびガス供給約款のPDFファイルをソニーネットワークコミュニケーションズ(株)のホームページに掲載する方法によりこれを提供します。(閲覧には最新版のPDF閲覧用ファイルをご利用ください。)

お住まいの地域において直接アンテナ等による受信で視聴できるチャンネルと本サービスで視聴できるチャンネルは異なる場合があります。

※1:地上デジタル放送の対応チューナーについては、ホームページ
(<https://www.hikariv.net/user/tuner/st3400/>)でご確認ください。

※2:地上デジタル放送の提供エリアについては、ホームページ
(<https://www.hikariv.net/entry/lineup/tv/digital/>)でご確認ください。

※3:[NURO 光]サービスの提供エリア等については、SNCまで、光回線提供事業者が提供する光回線提供サービスの提供エリア等については、光回線提供事業者までお問い合わせください。

・なお、設備の都合上、地上デジタル放送の提供エリア内でも、ご利用いただけない場合があります。また、NURO 光 (または光回線提供事業者が提供する光回線提供サービス) をご利用いただく住所と NURO 光 (または光回線提供事業者が提供する光回線提供サービス) 取扱局 (SNCの事業所) の住所とで、都道府県が異なる場合は、ひかりTV for NUROをご利用いただけませんので予めご了承ください。
・地上デジタル放送IP再放送サービスの視聴不具合については、WEBフォームまたは、ひかりTV地デジ専用故障受付センター(24時間/365日対応 TEL:0120-020860) で受付いたします。
・BSデジタル放送に関するお問い合わせは、WEBフォームにご連絡ください。
WEBフォーム <https://www.hikariv.net/support/inquire/>

(12)ご利用にあたっての禁止行為

お客さまのご利用行為が下記の事項に違反しているとNTT ドコモが判断した場合には、直ちに本サービスの会員契約を解除し、本サービスの提供を終了することができるものとします。
・本サービスを、会員規約に規定する家族利用人以外の第三者に対して、各種記録媒体または電気通信回線・設備等を介し視聴させる等の、著作権を侵害する行為
・本サービスを、チューナーもしくはチューナー機能対応テレビ・PC以外の映像受信装置を用いて利用する行為
・レンタルチューナーの譲渡や転売 (オークションへの出品を含む) 等の行為
・刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法・国際法・国際条約等に違反する行為
・本サービスの運営を妨害する行為、又はNTTドコモが承認していない営業行為
・本サービスに接続しているネットワークを妨害又は混乱させる行為
・他の会員への本サービスの利用及び享受を妨害する行為
・その他NTTドコモが不適切と判断する行為

まとめて でんき 重要事項説明書

契約内容について、十分にお読みのうえ、大切に保管ください。

関東エリア 重要事項説明書

お客さまが、株式会社CDエナジーダイレクト (以下「当社」といいます。) に電気使用の申し込みをさせていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給及び使用に関する契約 (以下「電気需給契約」といいます。) の詳細は、電気基本契約要綱及び電気個別要綱 (通信セットプラン (電気)、通信セットプラン (電気C)) またはCO2フリープランB、CO2フリープランC (以下「要綱等」といいます。) に定めています。当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付 (契約締結前書面) 及び同法第2条の14第1項に基づく書面の交付 (契約締結後書面) について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等をソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 (以下、ソニーネットワークコミュニケーションズといいます。) のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

- ソニーネットワークコミュニケーションズは、当社の代理業者として、電気需給契約をお客さまとの間で締結いたします。
- お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ、当社およびソニーネットワークコミュニケーションズが必要とする事項を明らかにし、所定の様式によってソニーネットワークコミュニケーションズまたはその指定店を通じて申し込みをさせていただきます。
- 電気需給契約を締結することを希望される場合は、ソニーネットワークコミュニケーションズに直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものいたします。
 - 要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報 (お客さまを識別できる情報をいいます) を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。
 - 東京電力パワーグリッド株式会社 (以下「接続供給会社」といいます。) が託送供給約款及びその他の供給条件等 (以下「託送約款等」といいます。) において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - 電気需給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。

- 電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度 (4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます) の末日までといたします。
- 契約期間満了に先立って、原則として、契約期間満了日の3か月前までにお客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止又は変更について書面等による申し入れを行わない場合は、電気需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況 (既に消滅しているものを含む他) の契約の料金支払状況を含みます。) その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

使用開始予定日

- 当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者 (旧小売電気事業者) との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続き完了後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日 (次回計量日又は次々回計量日) といたします。
- 転宅等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- 供給開始後に、ご契約内容をお知らせする書面を送付いたします。
- 旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

料金プラン・割引種別の適用等

- 料金プランの種別はお客さまが入居する物件の契約電流・契約容量ごとに当社が定めたものを適用いたします。

契約電流・契約容量	適用する料金プランの種別
10A～60A	通信セットプラン (電気)、CO2フリープランB
6kVA以上	通信セットプラン (電気C)、CO2フリープランC

- 料金プラン・割引はお客さまからの申し込みに基づき適用いたします。
- 当社とのガス需給契約の解約等で適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡いただきます。

供給電圧及び周波数

当社が供給する電気の供給電圧及び周波数は次の通りです。

[供給電圧] 標準電圧100ボルト又は200ボルト

[周波数] 標準周波数50ヘルツ (一部地域は60ヘルツ)

電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- 接続供給会社が託送約款等に基づき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用量を算定いたします。計量器は、託送約款等に基づき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用量は、30分ごとの使用量の合計として算定いたします。

(2) 計量器の故障や特別の事情等があり、使用量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用量を定めます。

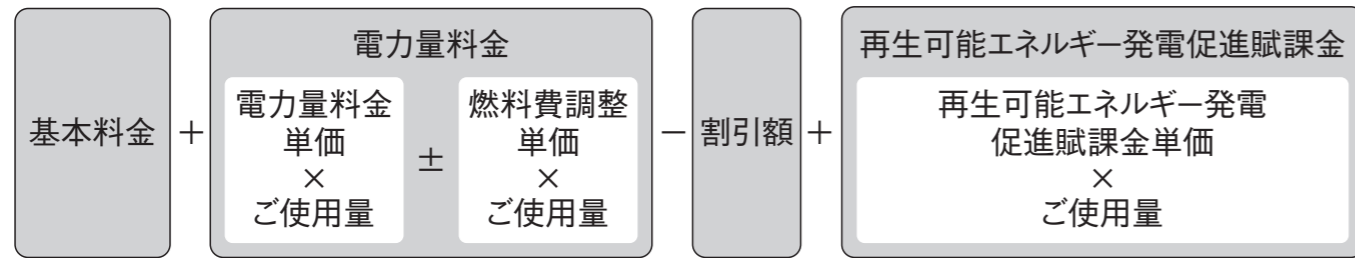
(3) 当社は、その使用量をWEB会員サービス「カテエネ」・「ビジエネ」によりお客さまへお知らせいたします。(供給開始後に当社より送付するご契約内容をお知らせする書面内に「カテエネ」・「ビジエネ」の登録方法を記載しています。)

(4) 当社は、電気個別要綱の料金表を適用して、その使用量に基づき電気料金を算定いたします。

(5) 料金算定期間は、計量日(電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。)から次の計量日の前日までの期間とします。また、お引越等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、要綱等に定める算定式に基づき日割り計算を行います。

(6) 電気料金は、契約電流、契約容量若しくは契約電力によって決まる「基本料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金(燃料費調整額を含む)」の合計(割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いた金額)に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。※再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細及び適用単価は、ソニーネットワークコミュニケーションズのホームページ等をご確認ください。

<計算方法>



(7) 料金プランの料金表及び適用条件については、要綱等をご確認ください。

料金表(税込)

【通信セットプラン(電気)】

	契約電流	単位	料金単価		電力量区分	単位	料金単価	
基本料金	10A	1月につき	793.41円	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	29.86円	
	15A		940.12円					
	20A		1,086.82円					
	30A		1,380.23円		120kWhをこえ400kWhまで			35.87円
	40A		1,673.64円					
	50A		1,967.05円					
	60A		2,260.46円		400kWhをこえる分			40.49円

【通信セットプラン(電気C)】

	契約容量	単位	料金単価		電力量区分	単位	料金単価
基本料金	1キロボルトアンペアにつき	1月につき	311.75円	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	33.11円
					120kWhをこえ400kWhまで		35.87円
					400kWhをこえる分		40.49円

【CO2フリープランB】

	契約電流	単位	料金単価		電力量区分	単位	料金単価	
基本料金	10A	1月につき	793.41円	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	31.16円	
	15A		940.12円					
	20A		1,086.82円					
	30A		1,380.23円		120kWhをこえ400kWhまで			37.17円
	40A		1,673.64円					
	50A		1,967.05円					
	60A		2,260.46円		400kWhをこえる分			41.79円

【CO2フリープランC】

	契約容量	単位	料金単価		電力量区分	単位	料金単価
基本料金	1キロボルトアンペアにつき	1月につき	311.75円	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	34.41円
					120kWhをこえ400kWhまで		37.17円
					400kWhをこえる分		41.79円

【オプション割引(全プラン共通)】

ガスセット割	基本料金・電力量料金(燃料費調整額を除く)の0.5%
--------	----------------------------

【その他(全プラン共通)】

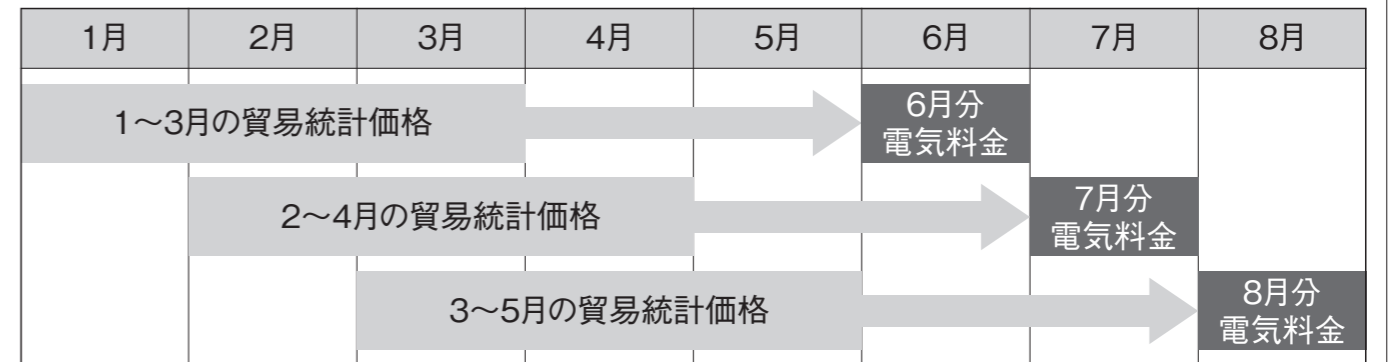
解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

※詳細は電気個別要綱をご確認ください。

燃料費調整

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映します。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】



(3) 燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格(86,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。

※燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。

	平均燃料価格	燃料費調整単価(円/kWh)の算定方法
基準燃料価格 86,100円/kl	86,100円/klを上回る場合(プラス調整)	$\left[\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円} \right] \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$
	86,100円/klを下回る場合(マイナス調整)	$\left[86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格} \right] \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$

【毎月の平均燃料価格】

平均燃料価格(原油換算1klあたり) = $0.0048 \times A + 0.3827 \times B + 0.6584 \times C$

※100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入

A: 3か月における1klあたりの平均原油価格

B: 3か月における1tあたりの平均LNG価格

C: 3か月における1tあたりの平均石炭価格

※単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入

【基準単価】

平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の値: 0.183円/kWh

(4) 各月に適用する燃料費調整単価は、適用2か月前の月末に当社のホームページにてお知らせします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社のホームページをご確認ください。

電気料金等のお支払い

- (1) 電気料金又は延滞利息については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金又は延滞利息は原則として、口座振替又はクレジットカード払いによりお支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金又は延滞利息をお支払いいただく場合等には、振込用紙によりお支払いいただきます。
- (2) お客様が、電気需給契約と同一の需要場所において当社とガス需給契約を締結されている場合の電気料金は、原則として、そのガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただきます。
- (3) 電気料金の支払義務は、要綱等の定めに基づき、原則として、検針日の属する月の翌月第3営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4) 支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

工事費等の負担

当社が、接続供給会社からお客様の需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、当社又は接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当社は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。

需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社又は接続供給会社は、供給設備又は計量器等の設計、施工、改修又は検査や、計量器の検針又は計量値の確認等を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

違約金及び設備賠償金

- (1) お客様が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (2) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (3) お客様が故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社設備の場合かつ亡失又は修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。

お客様の申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1) お客様のお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、当社ホームページ又は当社問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- (2) お客様が当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(当社への解約のお申し出は不要です。)
- (3) お客様が契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は電気需給契約の消滅又は変更の日に、電気料金及び工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、又は非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

当社からの申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1) 当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の要綱等によります。その場合には、変更後の要綱等をソニーネットワークコミュニケーションズもしくは当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

- (2) 要綱等又は電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、電気事業法第2条の13第1項に基づく供給条件の説明及び契約締結前書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、契約締結後書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- (3) 要綱等又は電気需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第2条の13第1項に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また契約締結後書面の交付については、これを行わないものといたします。
- (4) お客さまが支払期限日をさらに20日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合、又は要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止又は解約することがあります。
- (5) お客さまが、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社及び接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。

保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社及び接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。
- ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状、若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- イ お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

CO2フリープランBおよびCO2フリープランCの特徴

CO2フリープランBおよびCO2フリープランCは、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO2排出量を実質ゼロとします。

非化石証書の使用状況

使用状況等については、ソニーネットワークコミュニケーションズのホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、今年度の計画値は、以下の通りです。
非化石証書: 非化石証書(再エネ指定) 100%

免責事項

非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的にCO2排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

その他

- (1) 旧小売電気事業者との契約を解約することで、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。
- (2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。
- (3) 当社又は接続供給会社が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは通信セットプラン(電気)、通信セットプラン(電気C)、CO2フリープランB、CO2フリープランC販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、ソニーネットワークコミュニケーションズまたは通信セットプラン(電気)、通信セットプラン(電気C)、CO2フリープランB、CO2フリープランC販売の委託先に情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズまたは通信セットプラン(電気)販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (5) 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(代理業者)

代表取締役社長 中川 典宜

〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号

お問い合わせ先 03-6705-5852

受付時間 10:00~18:00

※1月1日・2日およびソニーネットワークコミュニケーションズが指定するメンテナンス日を除く

株式会社CDエナジーダイレクト(小売電気事業者)

(登録番号 A0490)

代表取締役社長 武村 勝博

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時~19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時~17時

お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)に関するお知らせ

・特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)上の訪問販売または電話勧誘販売によりお申込み(またはご契約)いただいた本書面記載のご契約については、お客さまが本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(以下「解除通知」といいます。)により無条件でお申込みの撤回(契約成立後はご契約の解除)(クーリング・オフ)を行うことができます。

- 上記にかかわらず、当社または当社の代行店（以下「当社」といいます。）がお申込みの撤回またはご契約の解除を妨げる目的でお申込みの撤回またはご契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または当社がお申込みの撤回またはご契約の解除を妨げる目的で威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによってお客さまがお申込みの撤回またはご契約の解除を行わなかった場合には、当社がお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる旨を記載して別途交付する書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、解除通知によりお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。
- お申込みの撤回またはご契約の解除は、お客さまが、解除通知を発した時に、その効力を生じます。
- お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合においては、当社は、お申込みの撤回またはご契約の解除にともなう損害賠償または違約金の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合には、当社は、既にご契約に基づきお客さまに対してガスまたは電気の供給等のサービスを提供したときにおいても、ご契約にかかるサービス提供の対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合において、当社は、ご契約に関連してお客さまから金銭を受領しているときは、速やかにその全額を返還します。
- お客さまがお申込みの撤回またはご契約の解除を行った場合において、ご契約にかかるサービスの提供にともないお客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- 解除通知については、ハガキなどにより当社宛に郵送等をお願いいたします。書留または簡易書留で郵送するのが確実です。

お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーの供給、受給およびそれらに関するサービスをお客さまにご利用いただくにあたり、電気需給契約の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名、住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給、受給、およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 暮らしおよびビジネスを支えるサービス・製品の販売
- (6) ア 電気通信サービスおよび関連するサービスの提供・紹介
- (6) イ デジタルプラットフォーム等による生活関連の商品・サービスの提供・紹介
- (7) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- (8) その他上記（1）から（7）に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社、Daigasグループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、これらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

また、当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ（代理業者）またはその電気販売委託先（ソニーネットワークコミュニケーションズから電気の販売に関して委託を受けるものをいいます。）は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソ

ニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売委託先とのサービス契約に係る事項について、光回線の割引適用可否の判定やその他サービスに付随する業務のために、以下の通り情報を提供または提供を受けることがあります。

- ソニーネットワークコミュニケーションズに当社が情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズが当社に情報を提供すること。
- 電気販売委託先にソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社が情報を提供することおよび電気販売委託先がソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社に情報を提供すること。

お客さま情報の共同利用

当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

その他エリア 重要事項説明書

ご契約前に「電気需給契約書」の記載内容と合わせて十分にご確認のうえ大切に保管ください。

個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、大阪ガス株式会社（以下、当社といいます。）のプライバシーポリシーに従い取扱います。
- 当社は、電力小売事業のために必要な範囲で、お客さま情報を小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。
- 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、ソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。

契約の申込みについて

- 電気需給契約を締結することを希望される場合は、直接のお申込みのほか、電話、インターネット等により、当社にお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社と他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合並びに当社が適当でないと判断した場合には、申込みを承諾できないことがあります。

契約内容について

- 契約内容の詳細は、当社が定める「電気供給約款（通信セットプラン）」（以下「電気供給約款」といいます。）によるものといたします。
- 当社は、電気事業法上において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、電気供給約款をソニーネットワークコミュニケーションズのホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。

- 当社は、電気供給約款または需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款または需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものいたします。
- 電気供給約款または需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、これを行わないものいたします。

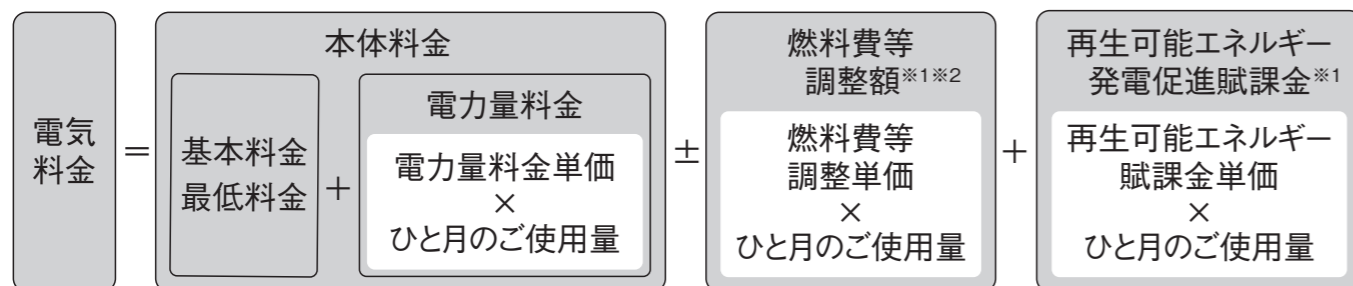
供給開始時期について

- 需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1ヵ月半後となります。ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターの設置に伺います。
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、お客さまによる解約手続きは不要です。現在ご契約中の小売電気事業者との契約は電気の供給開始とともに解約（切り替え）されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額（適用エリアに限ります。）を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。

<料金計算方法>



※1 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※2 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

●料金表:通信セットプラン・通信セットプランB・CO2フリープラン

①通信セットプラン

【北海道エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1月	892.60
	15A		1,093.90
	20A		1,295.20
	30A		1,697.80
	40A		2,100.40
	50A		2,503.00
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	34.63
	120kWhをこえ370kWhまで		41.27
	370kWhをこえる分		45.36

【東北エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1月	859.60
	15A		1,044.40
	20A		1,229.20
	30A		1,598.80
	40A		1,968.40
	50A		2,338.00
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	29.34
	120kWhをこえ370kWhまで		36.57
	370kWhをこえる分		40.32

【中部エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1月	816.04
	15A		974.07
	20A		1,132.09
	30A		1,448.14
	40A		1,764.18
	50A		2,080.23
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	20.94
	120kWhをこえ370kWhまで		24.67
	370kWhをこえる分		28.62

【関西エリア】

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	966.57
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21
	120kWhをこえ360kWhまで		24.65
	360kWhをこえる分		28.59

【中国エリア】

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	1,249.68
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	32.75
	120kWhをこえ370kWhまで		39.43
	370kWhをこえる分		41.55

【九州エリア】

	契約電流	単位	料金単価 (税込)
基本料金	10A	1月	792.61
	15A		938.91
	20A		1,085.22
	30A		1,377.83
	40A		1,670.44
	50A		1,963.05
	60A		2,255.66
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.30
	120kWhをこえ370kWhまで		23.15
	370kWhをこえる分		26.97

②通信セットプランB

【関西エリア】

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	447.21
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	20.46
	120kWhをこえ350kWhまで		20.88
	350kWhをこえる分		23.13

③通信セットプラン (CO2フリープラン)

【北海道エリア】

	契約電流	単位	料金単価 (税込)
基本料金	10A	1月	892.60
	15A		1,093.90
	20A		1,295.20
	30A		1,697.80
	40A		2,100.40
	50A		2,503.00
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	35.93
	120kWhをこえ370kWhまで		42.57
	370kWhをこえる分		46.66

【東北エリア】

	契約電流	単位	料金単価 (税込)
基本料金	10A	1月	859.60
	15A		1,044.40
	20A		1,229.20
	30A		1,598.80
	40A		1,968.40
	50A		2,338.00
	60A		2,707.60
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.64
	120kWhをこえ370kWhまで		37.87
	370kWhをこえる分		41.62

【中部エリア】

	契約電流	単位	料金単価 (税込)
基本料金	10A	1月	816.04
	15A		974.07
	20A		1,132.09
	30A		1,448.14
	40A		1,764.18
	50A		2,080.23
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	22.24
	120kWhをこえ370kWhまで		25.97
	370kWhをこえる分		29.92

【関西エリア】

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	966.57
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	21.51
	120kWhをこえ360kWhまで		25.95
	360kWhをこえる分		29.89

【中国エリア】

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	1,249.68
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	34.05
	120kWhをこえ370kWhまで		40.73
	370kWhをこえる分		42.85

【九州エリア】

契約電流		単位	料金単価 (税込)
基本料金	10A	1月	792.61
	15A		938.91
	20A		1,085.22
	30A		1,377.83
	40A		1,670.44
	50A		1,963.05
	60A		2,255.66

電力量料金		単位	料金単価 (税込)
最初の120kWhまで		1kWh	19.60
120kWhをこえ370kWhまで			24.45
370kWhをこえる分			28.27

④通信セットプランB (CO2フリープラン)

【関西エリア】

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	447.21

電力量料金		単位	料金単価 (税込)
最初の120kWhまで		1kWh	21.76
120kWhをこえ350kWhまで			22.18
350kWhをこえる分			24.43

●解約金・燃料費調整・燃料費調整上限 (全プラン共通)

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

燃料費調整について

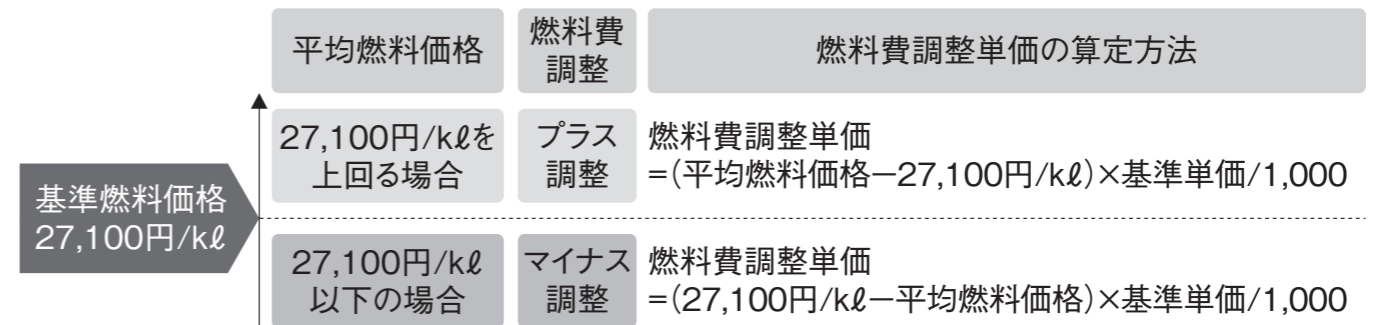
- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。

- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて (例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1～3月の貿易統計価格					6月分 電気料金			
	2～4月の貿易統計価格					7月分 電気料金		
		3～5月の貿易統計価格					8月分 電気料金	

- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格 (27,100円/kℓ) と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。



- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

- A: 平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格 $\alpha: 0.0140$
- B: 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格 $\beta: 0.3483$
- C: 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格 $\gamma: 0.7227$

- 基準単価は下記の通りとなります。

区分	基準単価	
最低料金が適用されるメニュー	最初の15kWhまで	2.475円
	15kWhをこえる1kWhにつき	0.165円
上記以外のメニュー	1kWhにつき	0.165円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の2ヵ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。

- 関西エリア以外の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページをご確認ください。

https://home.osakagas.co.jp/electricity/price/institution_os.html



通信セットプラン (CO2フリープラン) および通信セットプランB (CO2フリープラン) について

- 通信セットプラン (CO2フリープラン) および通信セットプランB (CO2フリープラン) は、当社が非化石証書を調達することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとする料金メニューです。

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

●契約期間は、別段の定めに関わらず、お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし、以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

●非化石証書の調達割合の計画値と実績値は、ソニーネットワークコミュニケーションズのホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

なお、今年度の計画値は、以下の通りです。

非化石証書：非化石証書（再エネ指定）100%

●非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、CO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。

料金算定の方法とお支払いについて

●検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。

●料金算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。なお電気の供給を開始した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間といたします。また需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

●電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

●電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」またはその他の方法にてお知らせいたします。当社の電気をご契約されている方は、マイ大阪ガスにご加入いただけます。

●当社のガスをご契約されているお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて当社へお支払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。当社のガスをご契約されていないお客さまは、当社の「マイ大阪ガス」にて料金をお知らせした後に請求いたします。

●電気料金は電気供給約款に定める方法（口座振替・クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

●支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

●支払期日を経過してもなお料金（当社との他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円（税込）を申し受けます。

契約期間、契約の変更および解約について

●契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。

●契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

●お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者に変更される場合は、新たな小売電気事業者に対して契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

●契約の変更や転宅等による解約を希望される場合は、当社へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の15時までにお申し出いただく必要があります。

●クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、又は送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。

●お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

その他

●託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めにもとづき、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

●契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。

●お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備を施設するとき、または新たな電気の使用等にとまわらないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

●送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。

●ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。

●当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、現在のご契約内容によっては、現在ご契約中の小売電気事業者との間で解約金が発生する場合があります。また、現在ご契約中の小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる場合があります。

〈お問い合わせ先〉
〈小売電気事業者〉
大阪ガス株式会社（登録番号A0048）
代表取締役社長 藤原 正隆
〒541-0046 大阪府中央区平野町4丁目1番2号
0120-000-555
（全日 9:00～19:00）
※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

〈代理事業者〉
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 中川 典宜
〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号
03-6705-5852
（10:00～18:00 ※1月1日・2日およびソニーネットワークコミュニケーションズが指定するメンテナンス日を除く）

クーリング・オフ（お申込みの撤回または契約の解除）について

1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
3. 上記1.または2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、電気料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。
料金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1.または2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。

お客さま情報について

お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーの供給、受給およびそれらに関するサービスをお客さまにご利用いただくにあたり、電気需給契約の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名、住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給、受給、およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事

- (3) エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 電気通信サービスおよび関連するサービスの提供
- (7) デジタルプラットフォーム等による生活関連の商品・サービスの提供・紹介
- (8) 上記各種事業に関するサービス・製品の調査・データ集積・分析、研究開発
- (9) 当社およびDaigasグループ会社の商品・サービスのお知らせ・PR
- (10) その他上記（1）から（9）に附随または関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社（サービスショップ、工事会社等）、Daigasグループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、これらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

また、当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ（代理業者）またはその電気販売委託先（ソニーネットワークコミュニケーションズから電気の販売に関して委託を受けるものをいいます。）は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売委託先とのサービス契約に係る事項について、光回線の割引適用可否の判定やその他サービスに付随する業務のために、以下の通り情報を提供または提供を受けることがあります。

- ・ソニーネットワークコミュニケーションズに当社が情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズが当社に情報を提供をすること。
- ・電気販売委託先にソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社が情報を提供することおよび電気販売委託先がソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社に情報の提供を受けること。

お客さま情報の共同利用

当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者等、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

まとめて ガス 重要事項説明書

お客さまが株式会社CDエナジーダイレクト（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご確認頂きたい主要な供給条件は以下の通りです。なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス需給契約」といいます。）の詳細は、ガス基本契約要綱及びガス個別要綱（以下「要綱等」といいます。）に定めています。当社は、ガス事業法第14条に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第15条に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等をソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下、「ソニーネットワークコミュニケーションズ」といいます。）のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

ガス使用の申し込み及びガス需給契約の成立

- ソニーネットワークコミュニケーションズは、当社の代理業者として、通信セットプラン（ガス）需給契約をお客さまとの間で締結いたします。
- お客さまが新たにガス需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ当社およびソニーネットワークコミュニケーションズが必要とする事項を明らかにし、所定の様式によってソニーネットワークコミュニケーションズまたはその指定店を通じて申し込みをしていただきます。
- 通信セットプラン（ガス）需給契約を締結することを希望される場合は、ソニーネットワークコミュニケーションズに直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- ガス需給契約のお申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。
 - 一般ガス導管事業者が託送供給約款において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - 当社が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること。
 - 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者からガス小売事業者へ提供すること。
 - 消費段階における事故が発生した場合には、当社は、一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること。
- ガス需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- 当社は、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他の状況に鑑み、適当でないと判断した場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

使用開始予定日

- 通信セットプラン（ガス）へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者（旧ガス小売事業者）との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。
- 転宅等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- 供給開始後に、ご契約内容をお知らせする書面を送付いたします。
- 旧ガス小売事業者への解約連絡は、原則として、当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧ガス小売事業者との契約は解約されます。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

料金プラン・割引種別の適用等

- 料金プラン・割引種別はお客さまからの申し込みにもとづき適用いたします。
- 当社との電気需給契約の解約等で適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡いただきます。

ガスご使用量の計量やガス料金の算定方法等

- 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針を行い、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。
- ガスメーターの故障その他の事由により使用量が不明の場合には、託送供給約款に定めるところによりお客さまとの協議により使用量を算定いたします。
- 当社は、その使用量をWEB会員サービス「カテエネ」によりお客さまへお知らせいたします。（供給開始後に送付するご契約内容をお知らせする書面内に「カテエネ」の登録方法を記載しています。）
- 当社は、ガス個別要綱の料金表を適用して、その使用量に基づきガス料金を算定いたします。料金算定期間は、次の期間をいいます。
 - 検針日の翌日から次の検針日までの期間（イ及びウの場合を除きます）
 - 新たにガスの使用を開始した場合又はガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
 - ガスの供給を停止した日にガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間
- 新たにガスの使用を開始し、又は解約を行った場合（スイッチングによる解約の場合を除きます）等で料金算定期間が29日以下又は36日以上となったときや、定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となったとき等に、要綱等に定める算定式に基づき、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- ガス料金は、1か月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。
- 単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。

<計算方法>

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \left(\begin{array}{c} \text{従量料金} \\ \text{基準単位料金} \\ \text{±} \\ \text{原料費調整額} \end{array} \right) \times \text{当月の使用量} - \text{割引額}$$

- 料金プランの料金表および適用条件等については、要綱等をご確認ください。

料金表			
■通信セットプラン(ガス)			
料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	935.46	140.76
B表	20m ³ をこえ80m ³ まで	1,222.38	126.42
C表	80m ³ をこえ200m ³ まで	1,393.39	124.28
D表	200m ³ をこえ500m ³ まで	2,033.02	121.08
E表	500m ³ をこえ800m ³ まで	6,300.61	112.54
F表	800m ³ をこえる場合	12,265.05	105.09
電気セット割		基本料金と従量料金の合計に0.5%を乗じた金額を割引	

原料費調整

- LNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)の価格の変動を原料費調整によって毎月のガス料金に反映します。
- 各月に適用する原料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後のガス料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1~3月の貿易統計価格					6月分 ガス料金		
	2~4月の貿易統計価格					7月分 ガス料金	
		3~5月の貿易統計価格					8月分 ガス料金

- 原料費調整額に用いる原料費調整単価は、基準平均原料価格(57,250円/トン)と平均原料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。
※原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
なお、当社の原料費調整単価には、上限設定がありません。



【平均原料価格】

次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

$$\text{平均原料価格 (1トンあたり)} = \frac{\text{LNGの平均価格}}{0.9479} + \frac{\text{LPGの平均価格}}{0.0546}$$

【原料価格変動額】

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

■平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

■平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

- 各月に適用する原料費調整単価は、適用2か月前の月末に当社のホームページにてお知らせします。最新の原料費調整単価や平均原料価格の推移については、当社のホームページをご確認ください。

ガス料金のお支払い

- ガス料金又は延滞利息は、原則として、口座振替又はクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでにガス料金又は延滞利息をお支払いいただく場合等には、払込みの方法によりお支払いいただきます。
- お客さまが、当社と電気需給契約を締結されている場合のガス料金は、原則として、その電気需給契約における電気料金の支払いと同一の方法により、電気料金とあわせてお支払いいただきます。
- ガス料金の支払義務は、要綱等の定めに基づき、原則として、検針日の属する月の翌月第3営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

供給するガスの熱量、圧力及びガスグループ

当社が供給するガスの熱量、圧力及びガスグループは次の通りです。

- [熱量] 標準熱量45メガジュール、最低熱量44メガジュール
- [圧力] 最高圧力2.5キロパスカル、最低圧力1.0キロパスカル
- [ガスグループ] 13A

ただし、上記の最高圧力を超えるガスの使用のお申し込みがある場合には、お客さま及び一般ガス導管事業者と協議の上、圧力を定めて供給することがあります。

お客さまの申し出によるガス需給契約の変更又は解約

- お客さまの申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、記載のお問い合わせ先までご連絡ください。契約を変更された場合の料金適用開始日は契約変更後の定例検針日の翌日といたします。また、転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当社へ申し出いただく必要があります。
- お客さまが通信セットプラン(ガス)から他のガス小売事業者へスイッチングされる場合の解約については、原則として、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(当社への解約のお申し出は不要です。)

導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- (1) 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (2) 当社又は一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- (4) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (5) お客さまは、当社及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (6) その他保安について、要綱等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

当社からの申し出によるガス需給契約の変更又は解約

- (1) 当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の要綱等によります。この場合、変更後の要綱等をソニーネットワークコミュニケーションズもしくは当社ホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- (2) 要綱等又はガス需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものいたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものいたします。
- (3) 要綱等又はガス需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものいたします。また同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものいたします。
- (4) お客さまが支払期限日を経過しても料金、延滞利息その他要綱等に基づく債務のお支払いがない場合、当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息についてお支払いがない場合には、当社はガス需給契約を解約することがあります。また、ガスを不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止又は解約することがあります。
- (5) お客さまが当社にガスの使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社はガスの供給を終了させるための措置を行うことがあります。その場合、この措置をとった日に解約があったものいたします。

導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- (1) ガス工事をお申し込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者へ申し込みをしていただきます。
- (2) 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- (3) ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- (4) 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置変え等を行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- (5) 本支管及び整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- (6) その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものいたします。

託送供給約款に定められたお客さまの責任に関する事項

- (1) ガスの使用にあたり、託送供給約款に定められる以下の事項について承諾いただきます。
 - ア 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立ち入ること。
 - イ ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
 - ウ ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- (2) ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

その他

- (1) お客さまが通信セットプラン（ガス）にスイッチングされると、旧ガス小売事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧ガス小売事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧ガス小売事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。
- (2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、ガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申し込みいただく必要があります。
- (3) 当社又は一般ガス導管事業者が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (4) お客さまが境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意又は重過失により損傷し又は失わせて、当社又は一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合、ガスを不正に使用した場合等、当社又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- (5) 当社は、ガス需給契約に関わる事項ならびにソニーネットワークコミュニケーションズまたはその委託先のサービス契約に関わる事項についてソニーネットワークコミュニケーションズまたはその委託先へ情報提携することおよび情報提供を受けることがあります。

(6) 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 (代理業者)

代表取締役社長 中川 典宜

〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号

お問い合わせ先 03-6705-5852

受付時間 10:00～18:00

※1月1日・2日およびソニーネットワークコミュニケーションズが指定するメンテナンス日を除く

株式会社CDエナジーダイレクト (ガス小売事業者)

(登録番号 A0064)

代表取締役社長 武村 勝博

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

お申込みの撤回またはご契約の解除 (クーリング・オフ) に関するお知らせ

- ・特定商取引に関する法律 (以下「法」といいます。) 上の訪問販売または電話勧誘販売によりお申込み (またはご契約) いただいた本書面記載のご契約については、お客さまが本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録 (以下「解除通知」といいます。) により無条件でお申込みの撤回 (契約成立後はご契約の解除) (クーリング・オフ) を行うことができます。
- ・上記にかかわらず、当社または当社の代行店 (以下「当社」といいます。) がお申込みの撤回またはご契約の解除を妨げる目的でお申込みの撤回またはご契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または当社がお申込みの撤回またはご契約の解除を妨げる目的で威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによってお客さまがお申込みの撤回またはご契約の解除を行わなかった場合には、当社がお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる旨を記載して別途交付する書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、解除通知によりお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。
- ・お申込みの撤回またはご契約の解除は、お客さまが、解除通知を発した時に、その効力を生じます。
- ・お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合においては、当社は、お申込みの撤回またはご契約の解除にともなう損害賠償または違約金の支払いを請求しません。
- ・お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合には、当社は、既にご契約に基づきお客さまに対してガスまたは電気の供給等のサービスを提供したときにおいても、ご契約にかかるサービス提供の対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- ・お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合において、当社は、ご契約に関連してお客さまから金銭を受領しているときは、速やかにその全額を返還します。
- ・お客さまがお申込みの撤回またはご契約の解除を行った場合において、ご契約にかかるサービスの提供にともないお客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- ・解除通知については、ハガキなどにより当社宛に郵送等をお願いいたします。書留または簡易書留で郵送するのが確実です。

お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーの供給、受給およびそれらに関するサービスをお客さまにご利用いただくにあたり、電気需給契約の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報 (お客さまの氏名、住所、電話番号等) を取得いたしますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給、受給、およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器 (厨房、給湯、空調等) の修理・取替・点検等の保安活動
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売 (リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 暮らしおよびビジネスを支えるサービス・製品の販売
- (6) ア 電気通信サービスおよび関連するサービスの提供・紹介
- (6) イ デジタルプラットフォーム等による生活関連の商品・サービスの提供・紹介
- (7) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- (8) その他上記 (1) から (7) に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社、Daigasグループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、これらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

また、当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ (代理業者) またはその電気販売委託先 (ソニーネットワークコミュニケーションズから電気の販売に関して委託を受けるものをいいます。) は、お客さまの名義、需要場所 (供給地点特定番号を含みます。)、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売委託先とのサービス契約に係る事項について、光回線の割引適用可否の判定やその他サービスに付随する業務のために、以下の通り情報を提供または提供を受けることがあります。

- ・ソニーネットワークコミュニケーションズに当社が情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズが当社に情報を提供すること。
- ・電気販売委託先にソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社が情報を提供することおよび電気販売委託先がソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社に情報を提供すること。

お客さま情報の共同利用

当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。